

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	公的給付支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小野町は、公的給付支給等に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小野町長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付支給等に関する事務
②事務の概要	市町村は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に伴い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、以下の特定公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図る。 1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給 2 子育て世帯への臨時特別給付金の支給 3 住民税均等割非課税世帯への給付金の支給 4 住民税均等割のみ課税世帯への給付金の支給 5 低所得者の子育て世帯への加算給付金の支給 6 新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付金の支給 7 新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付金の支給 8 定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付金の支給
③システムの名称	1 臨時福祉給付金・商品券システム 2 宛名システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー 5 調整給付金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯臨時特別給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル、定額減税補足給付金(調整給付・不足額給付)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) なし (公的給付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課、税務課、健康福祉課
②所属長の役職名	子育て支援課長、税務課長、健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>小野町役場 デジタル推進室 郵便番号963-3492 住所: 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地 電話: 0247-72-2111 ファクス0247-72-3121 E-mail: soumuka@town.ono.fukushima.jp</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>小野町役場 子育て支援課 郵便番号963-3401 住所: 福島県田村郡小野町大字小野新町字中通2番地 電話: 0247-72-2212 ファクス0247-72-2313 E-mail: kosodateshienka@town.ono.fukushima.jp</p> <p>小野町役場 税務課 郵便番号963-3492 住所: 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地 電話: 0247-72-6932 ファクス0247-72-3121 E-mail: zeimuka@town.ono.fukushima.jp</p> <p>小野町役場 健康福祉課 郵便番号963-3492 住所: 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地 電話: 0247-72-6934 ファクス0247-72-3121 E-mail: kenkoufukushika@town.ono.fukushima.jp</p>
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を受け渡す際は、事前に、パスワードによる保護等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各給付金等で使用するシステムやファイルサーバー等は、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等ができるようアクセス制限を実施している。	

